

物価高騰対応飲食店利用促進事業実施事務局募集

新型コロナウイルスの影響に続き、物価高騰の影響で厳しい状況が続く町内飲食店に対して、事業者の売上に直結させ地域経済を支援することを目的とし、町内飲食店の利用促進する事業を行う団体に対して、補助金を交付します。

1 応募資格【(1)～(4)のすべてに該当すること】

- (1) 町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する者により組織する団体であり、事業を継続して行うことができると認められること。
- (2) 町内飲食店に精通し、国・県・町のいずれかの補助事業を受けたことがあるもの。
- (3) 最上町暴力団排除条例に定める暴力団に関係しないものであること。
- (4) 町税等の滞納がないこと。

2 事業内容

町内飲食店の利用促進につながるクーポン発行等を主体とした活性化事業

3 補助金額・補助対象経費

- (1) 補助上限 : 6,000千円（うち事務上限1,000千円）
- (2) 対象経費 : 事業企画運営に係る経費（クーポン等換金費用、人件費、会場使用料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、振込手数料、広報費、委託費、外注費、その他町長が必要と認める経費）

4 補助事業実施期間

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和6年3月8日（金）まで。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限ります。

5 申請手続き

- (1) 申請先 産業振興センター商工観光室 TEL 0233-43-2340
- (2) 提出書類【1部】
 - ① 令和5年度感染症対応飲食店支援事業補助金交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書

(3) 事業スケジュール（予定）

実施時期	
公募受付	令和5年8月1日（火）～8月25日（金）
交付決定	9月上旬
実績報告期限	令和6年3月8日（金）

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

6 審査方法・結果の通知

(1) 事業実施事業者の決定方法

事業を実施しようとする事業者は、以下の審査項目に基づき審査を行ったうえで、認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。

○審査項目

以下の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。

- ① 必要な提出資料がすべて提出されていること
- ② 「1 応募資格」の要件に合致すること
- ③ 提案事業が事業の目的に合致しており、実現可能であること

(2) 結果の通知

審査結果に従い、当該計画書を提出したすべての事業者にその旨通知します。

7 事業の実施

事業実施事業者は、事業遂行にあたって疑義等が生じた場合は、本町隨時協議するものとします。

8 その他

事業実施事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。

9 お問合せ先

産業振興センター商工観光室 TEL 0233-43-2340